議案第12号

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和3年2月25日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

丹後放課後児童クラブの移転先である京丹後市丹後地域公民館の耐震化工事が完了する予定であることから、同施設内に移転するため、設置場所について所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例 京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例(平成17年京丹後市条例第27号)の一部を次のように改正する。 別表中「

丹後放課後児童クラブ	京丹後市丹後町成願寺1728番地
	旧京丹後市立豊栄保育所内

」を「

丹後放課後児童クラブ	京丹後市丹後町間人2690番地の1
	京丹後市丹後地域公民館內

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例(平成17年京丹後市条例第27号)新旧対照表

現行			改正案		
京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例			京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例		
平成17年6月27日		∃		平成17年6月27日	
条例第27号		클		条例第27号	
本則 (略)		本則	(略)		
別表(第2条関係)		別表	別表(第2条関係)		
名称	設置場所		名称	設置場所	
(略)	(略)		(略)	(略)	
丹後放課後児童クラブ	京丹後市丹後町成願寺1728番地 旧京丹後市立豊栄保育所内	丹後	放課後児童クラブ	京丹後市丹後町間人2690番地の1 京丹後市丹後地域公民館内	
(略)	(略)		(略)	(略)	
			<u>附 則</u> の条例は、令和3年	- - -4月1日から施行する <u>。</u>	

